

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、新潟民医連労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

令和 8 年 3 月 2 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 要求事項

2026 年の賃上げ要求

2 期 間

令和 8 年 3 月 12 日午前 8 時半より 2 時間

3 場 所

＜社会医療法人 新潟勤労者医療協会＞

下越病院 新潟市秋葉区東金沢 1 4 5 9－1

舟江診療所 新潟市中央区入船町 3－3 6 2 9－1

介護老人保健施設 入舟 新潟市中央区入船町 3－3 6 2 9－1

介護老人保健施設 おぎの里 新潟市秋葉区荻野町 3－8

＜一般社団法人 新潟メディカルプラン＞

みのり薬局 新潟市秋葉区東金沢 1 6 8 1－1

＜新潟医療介護事業協同組合＞

事業協同組合本社 新潟市秋葉区中沢町 7－2 3

4 概 要

救急外来患者および入院・入所中の重症患者のための保安要員を除く全部、又は一部組合員によるストライキ、その他の争議行為。